

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 センター等  
各 総合県民局

徳島県全国知事会戦略本部設置規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県全国知事会戦略本部設置規程

(設置)

第一条 全国知事会会長県として、全国知事会の委員会やプロジェクトチームの業務状況を、迅速かつ正確に把握するとともに、国に対する政策提言をはじめ全国知事会事務局及び他の都道府県（以下「全国知事会事務局等」という。）と連携して行う活動に対し、全庁を挙げて機動的に対応するため、徳島県全国知事会戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置する。

(構成等)

第二条 戦略本部は、本部長、副本部長、リーダー、サブリーダー及び本部員をもって構成する。

2 本部長、副本部長、リーダー及びサブリーダーは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- 一 本部長 政策監補
  - 二 副本部長 経営戦略部副部長
  - 三 リーダー（総務企画担当） 総務課長
  - 四 リーダー（政策調査担当） 総合政策課上席政策調査幹
  - 五 サブリーダー（総務企画担当及び政策調査担当） 総合政策課広域行政室長
- 3 本部員は、総合政策課、東京本部、総務課その他戦略本部の事務に係る所属の職員のうちから、本部長が指名する。

(職務)

第三条 本部長は、戦略本部の事務をつかさどり、副本部長、リーダー、サブリーダー及び本部員を指揮監督する。

2 副本部長は、上司の命を受け、本部長を補佐する。

3 リーダーは、上司の命を受け、指定された事項について戦略本部の事務を総括整理する。

4 サブリーダーは、上司の命を受け、指定された事項について戦略本部の事務を整理する。

5 本部員は、上司の命を受け、戦略本部の事務を処理する。

6 本部長、副本部長、リーダー、サブリーダー及び本部員は、職を保持したまま戦略本部において職務を処理するものとする。

(特別対応チーム)

第四条 本部長は、全国知事会事務局等と連携して特に重要と認める事案に対応するため

、特別対応チームを設置することができる。

2 特別対応チームの構成員は、主管課（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第十三条に規定する主管課をいう。）並びに徳島県南部総合県民局政策防炎部及び徳島県西部総合県民局地域創生部の長等のうちから本部長が指名する。

（庶務）

第五条 戦略本部の庶務は、総合政策課広域行政室において処理する。

（報告）

第六条 本部長は、知事に対し随時戦略本部における業務の処理の状況を報告するものとする。

（雑則）

第七条 この訓令に定めるもののほか、戦略本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。